

港区立男女平等参画センター指定管理者公募 質問回答書

港区立男女平等参画センター指定管理者公募に関し寄せられたご質問について、次のとおり回答いたします。
 区では区立施設の安全・安心の確保のため、また、指定管理者制度のより良い運用のあり方等について不断に検討を進めており、今後も新たな方針等をお示しする場合があります。
 その際は、誠意を持って協議いたしますのでよろしく願いいたします。

令和5年3月17日
 港 区

No.	書類	ページ	項目	質問内容	回答
1	募集要項	9	男女平等参画センターの維持管理に係る分担業務	要項の9ページの業務の分担の中で、清掃業務は総合支所の方に丸がついているが、指定管理者が行う清掃業務については業務仕様書2ページの中にあるグリスフィルターとグリストラップの清掃だけで良いか。	グリスフィルターとグリストラップの清掃のみとなります。 ただし、利用者へ施設を貸し出すに当たり、貸室の軽易な清掃の保持や整頓は行っていただきます。 具体例: 料理室の生ごみネットの交換、多目的室の床のクリーンワイパーがけなど。
2	募集要項	9	男女平等参画センターの維持管理に係る分担業務	警備の業務について、要項の9ページの業務の分担の中で、警備業務は総合支所の方に丸がついており、業務仕様書には記載がないが、指定管理者で行う警備業務はないということが良いか。	複合施設の維持管理業務分担において、指定管理者で行う警備業務はございませんが、業務基準書の6ページ ウ警備に関する業務は行っていただきます。
3	公募説明会配付資料		コピーと印刷機の利用料金の収入	コピーと印刷機の利用料金について、指定管理者の収入になると公募説明会において聞いたが、収入は指定管理料を要求するうえで、差し引いて考えるものか。	男女平等参画センターには、利用者のため、有料コピーコーナーに「コピー機」、印刷室ワークコーナーに「印刷機」をそれぞれ1台ずつ常設するものとしています。 印刷機については、用紙を利用者の負担とし、100枚まで100円、以降10枚増ごとに10円(税込)で提供することをお願いしています。 コピー機については、用紙を指定管理者の負担とし、利用者には1枚10円(税込)で提供することをお願いしています。 これらの取組については、次期指定管理期間においても選定された指定管理者に継続していただき、同様の対応をお願いします。 なお、コピーサービスにより生じる収納金は自主事業として指定管理者の収入とし、機器の保守を含めた全ての業務を担っていただきます。 自主事業であるため、収入は指定管理料を要求するうえで、差し引いていただくものではありません。また、様式10、11において計画いただく支出項目にも当たりません。